

暮らし安心・安全見守りカメラ設置支援
業務委託に係る企画提案募集要領

平成28年（2016年）4月

豊中市

暮らし安心・安全見守りカメラ設置支援
業務委託に係る企画提案募集要領

豊中市危機管理課

1. 委託業務名
暮らし安心・安全見守りカメラ設置支援業務委託
2. 業務の目的
豊中市は、市内の街頭犯罪、侵入盗等の未然防止を図り、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、市民と協同して市内全小学校区の通学路を中心に防犯カメラを設置する。これを達成するために、防犯カメラに関する高度な専門的知識を有し、防犯カメラの設置及び設置に向けての説明会等実施の実績をもち、費用の縮減等も含め質の高い提案が可能な支援事業者の選定を行うもの。
3. 業務内容
本市が設置する防犯カメラについて、下記の業務補助を中心としたコンサルティングを実施すること。
 - (1) 防犯カメラ機種選定業務
 - ・本市が防犯カメラの機器を指定するために必要とする情報の提供
 - ・各種防犯カメラの比較検討を行い、設置目的を達成できる暮らし安心・安全見守りカメラ仕様書の作成
 - ・暮らし安心・安全見守りカメラ機種選定委員会の開催
 - ・全体構成及びネットワークの検討・調整
 - (2) 地域説明会等実施補助業務
 - ・本市が開催する市内 41 校区での地域説明会等への同席
 - ・地域説明会等での防犯カメラの機能説明
 - ・防犯カメラで撮影される映像の提供
 - ・設置予定場所等を決定するワークショップへの同席
 - ・説明会・ワークショップで使用する資料作成等の支援
 - (3) 防犯カメラ設置場所調査業務
 - ・上記ワークショップで決定した各設置予定場所の現地調査
 - ・実際に設置できる位置候補の選定
 - ・防犯カメラ設置予定位置からの撮影
(共架申請用写真撮影・映像撮影・設置場所でのサンプル撮影)
 - ・機器設置場所管理台帳の作成
 - (4) 防犯カメラ整備事業者選定支援業務
 - ・防犯カメラ及び関連機器等の設置、電源引込等、防犯カメラ整備工事に係る仕様書の作成

(5) その他防犯カメラ設置にかかる補助業務

- ・関西電力(株)、西日本電信電話(株)等への防犯カメラ設置申請の支援

4. 予定価格

予定価格：80,442 千円（平成 28・29 年度合計予定額）

平成 28 年度予算：39,240 千円

平成 29 年度予算：41,202 千円（予定額）

（すべて消費税及び地方消費税を含む）

※防犯カメラの設置は、2 か年合わせて上限 1,230 台（1 校区あたり平均 30 台）を予定している。

※委託料の支払いについては、設置が完了した防犯カメラの台数分に応じて年度毎に一括で支払う予定である。

5. 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

※本事業は、2 か年をかけて実施を予定しており、市内小学校区 41 校区のうち、平成 28 年度は 20 校区、平成 29 年度は 21 校区への設置を予定していますが、本事業の進捗状況により、履行期間を変更する可能性があります。

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者であること。

なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 平成 28 年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。または、契約までに登録手続きを完了できていること。
- (2) 豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4) 防犯カメラの設置について、屋外に一度に 10 台以上の設置支援実績があること。
- (5) 防犯カメラの設置に向けた説明会等の開催経験があること。
- (6) 複数メーカーの防犯カメラに関する情報を提供できること。
- (7) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による

会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (9) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)附則第 2 条による廃止前の和議法(大正 11 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (10) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (11) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (12) 次に掲げるいずれかの認証等を受けていること。

- ・国際標準化機構が定める規格 ISO27001 の認証
- ・財団法人日本情報処理開発協会が定める情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証
- ・財団法人日本情報処理開発協会が定めるプライバシーマークの付与認定

7. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：平成 28 年 4 月 8 日(金) 17 時 15 分まで(必着)
- (2) 提出場所：豊中市危機管理課
- (3) 提出方法：別添の質問書(様式 8)を持参(又は郵送)により提出すること。郵送の場合は、事務局に対し書類の到達について確認してください。

※質問書以外の方法でされた質問に対しては回答いたしません。

- (4) 回答日：平成 28 年 4 月 19 日(火)
- (5) 回答方法：回答日の 17 時 15 分までに、全ての参加申込書(様式 1)提出者に電子メールで一括回答します。

8. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類の種類

No.	提出書類	留意事項	様式
①	参加申込書	正本1部のみ提案者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ）を押印。副本は複写可	様式1
②	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案は1社1案とする。 ・A4判20枚以内。A3判も可とするが、A3判を用いる場合は1枚をA4判2枚として計算する。 ・企画提案の表紙には様式2を使用する。（上記の枚数に含む） ・提案内容については、仕様書の内容を踏まえたものとし、できる限り具体的に記入する。 	様式2
③	会社概要	企画提案書提出時の人数、体制等を記入する。	様式3
④	業務実施体制調書	本業務を受託した場合の体制等を記入する。	様式4
⑤	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ設置予定1,230台分の設置支援業務を2年間で実施した際の合計金額（人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付する）。また、別途、設置支援業務の防犯カメラ設置1台あたりに相当する単価について明示すること。 	様式5
⑥	業務経歴書	これまで防犯カメラの設置に向けた説明会等に関わる業務を請け負った実績について記載する。	様式6
⑦	統括責任者及び担当者の業務実績調書	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に関して活用できる技術、ノウハウ等については、具体的に記載する。 ・参画した主要業務の概要と担当した分野は、防犯カメラの設置や設置に向けた説明会に関わる業務を中心記入する。 	様式7
⑧	プライバシーマークあるいはISMSの取得を証明する書類	情報セキュリティ、個人情報取扱い等に関する資格（ISO27001等）を保有することを証明する文書。証拠書類については写しを添付すること。	任意

(2) 必要部数

正本 1 部、副本 6 部

(3) 提出期限等

- 提出期限：①については、平成 28 年 4 月 8 日（金）
②～⑧については、4 月 21 日（木）
いずれも、17 時 15 分まで（必着）
- 提出場所：豊中市危機管理課
- 提出方法：持参（土日及び時間外は受け付けない）又は郵送によること。
郵送の場合は、事務局に対し書類の到達について確認すること。

9. 審査方法等

(1) プロポーザルの審査

提出された企画提案書等の書類の審査及び企画提案についてのヒアリング等を行い、下記に示す審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た提案を決定します。

応募事業者が 6 社以上あった場合のみ、事前に書類審査を行い、審査対象事業者を 5 社に絞ります。

プレゼンテーションの順番及び時間の詳細等については、4 月 25 日(月) 17 時 15 分までに、FAX と電子メールにてお知らせします。

- 日時：平成 28 年 4 月 28 日（木）13 時 00 分～
- 場所：豊中市消防局 3 階大会議室
- 内容：プレゼンテーション（20 分）及び質疑応答（15 分）
* 順番については応募順とし、パワーポイント等を使用する場合の必要な機材はすべて、提案者で用意すること。本市は、スクリーンと電源のみ用意します。
* プレゼンテーションを行う者は、今回業務の総括責任者又は業務担当者とします。
* 当日の出席者は 3 名以内とし、すべて提案者の雇用する従業員とします。

(2) 審査基準及び配点

項目	配点	備考
1 企画提案の内容・実施体制	60	<ul style="list-style-type: none">• 事業の理解について• 業務スケジュールや体制について• 情報セキュリティや個人情報保護について• 設置に向けた説明会やワークショップの補助について• 防犯カメラ関連設備の情報提供、

			提案を含めた整備事業者選定支援について ・防犯カメラ設置申請事務手続き等について他
2	業務実績、統括責任者及び担当者の業務実績	20	・類似する業務等の実績について他
3	見積価格	20	・提案内容に基づいた見積金額について

(3) 審査結果の通知

審査結果は、郵送により参加者全員に通知します。

*選考結果に対する異議及び電話での問い合わせ等には一切応じないものとします。

10. 日程

実施要領配布・参加受付開始	平成28年4月1日(金)
参加申込書の提出期限	平成28年4月8日(金) 17時15分まで
質問受付の締切	平成28年4月8日(金) 17時15分まで
質問回答	平成28年4月19日(火)
企画提案書類の提出期限	平成28年4月21日(木) 17時15分まで
ヒアリング審査	平成28年4月28日(木) 13時00分から
結果通知	平成28年5月10日(火) 予定
契約締結	平成28年5月16日(月) 予定

11. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記6.の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) ヒアリング等に出席しなかったとき。
- (7) 見積書の金額が予定価格を超過しているとき。

(8) 提出された書類に虚偽の記載があったとき。

1 2. 契約

受託候補者選定後、発注原課が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うものとします。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、契約の際には、改めて見積書の提出を求めることがあります。

1 3. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返還しない。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者が負担すること。
- (4) 質問受付の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。
- (5) 豊中市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となるので留意すること。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後に公開とする。

1 4. 事務局（問い合わせ先）

豊中市危機管理課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号

（豊中市役所第二庁舎 3 階）

電 話：06-6858-3631（直通）

F A X：06-6858-2667

E-mail：kikikanri@city.toyonaka.osaka.jp

担 当：鈴木